

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
行 政局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、令和2年5月18日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

目次

目次	ページ
規 則	
○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則…………… (水産経営課)	37
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (税務課)	37
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可 (農業施設管理課)	37
○知事権限に係る保安林の指定…………… (治山課)	38
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課)	38
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	38
○特定調達契約に係る入札の公告……………	38
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	40
○特定調達契約に係る入札の公告 (2件)……………	40
道病院事業管理規程	
○北海道病院事業職員給与規程の一部を改正する規程……………	42
道人事委員会規則	
○北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………	43
○北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………	43

規 則

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年7月14日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第78号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則
北海道漁業近代化資金利子補給規則 (昭和44年北海道規則第93号) の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「年0.90パーセント」を「年0.85パーセント」に改める。

附 則

告 示

北海道告示第472号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年7月14日

北海道知事 鈴木直道

- 落札に係る物品等の名称及び数量
地方税電子申告システムに係るサーバ等の賃貸借 一式 (1月当たりの単価) 3台分
- 落札を決定した日
令和2年6月29日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社HBA
(2) 住 所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8
- 落札金額
611,600円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
令和2年5月15日付け北海道告示第344号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道総務部財政局税務課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第473号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第57条の2第3項の規定により、幌加内土地改良区が管理する下幌加内ダムに係る管理規程の変更を認可した。

令和2年7月14日

北海道知事 鈴木直道

認可した管理規程の概要

下幌加内ダムの維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第474号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和2年7月14日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林の所在場所 勇払郡厚真町字幌里235から237まで・239（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、230から234まで

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字幌里232から237まで・239（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第475号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和2年7月14日

北海道知事 鈴木直道

1 解除予定保安林の所在場所 稚内市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

総合振興局告示及び振興局告示

北海道空知総合振興局告示第14号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年7月14日

北海道空知総合振興局長 高野 瑞洋

- 落札に係る物品等の名称及び数量
公物管理用パトロールカーの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 2台分
- 落札を決定した日
令和2年6月29日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 株式会社トヨタレンタリース札幌
(2) 住所 札幌市中央区北5条東2丁目1番地
- 落札金額
79,800円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
令和2年6月2日付け北海道空知総合振興局告示第9号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所在地 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号

北海道後志総合振興局告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年7月14日

北海道後志総合振興局長 北谷 啓幸

- 入札に付する事項
(1) 調達をする物品等の名称及び数量
ア カラー複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）
イ 調達台数及び調達予定数量 1台及び1月当たり モノクロ 6,479枚、カラー 12,733枚
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
(3) 契約期間 令和2年10月1日から令和7年9月30日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
(4) 当該調達をする物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
(5) 当該調達をする物品に関し、迅速な点検及び調整並びに消耗品の供給体制が整備されていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 令和2年7月14日（火）から同年8月11日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号
北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道後志総合振興局小樽建設管理部3階大会議室（送付による場合は、郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道後志総合振興局小樽建設管

理部建設行政室建設行政課）

- (2) 入札日時 令和2年8月24日（月）午後1時30分（送付による場合は、同月21日（金）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
- (1) 名称及び数量 モノクロ複写機の賃貸借 一式 4台分
(2) 予定時期 令和2年8月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道後志総合振興局小樽建設管理部のホームページ（<http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/okk/>）においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
有効な入札をした者のうち、全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、1枚当たりの入札金額（単価）と1枚当たりの入札金額（単価）に調達予定数量を乗じて得た額との合計額が最低である者を落札者とする。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(7)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所 在 地 郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号
(3) 電 話 番 号 0134-25-2143

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of a color copying machine 1 set
B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., August 24, 2020
(If mailed, bids must arrive no later than August 21, 2020)
C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Otaru Department of Public Works Management, Shiribeshi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Okusawa 1-chome 21-1, Otaru, Hokkaido 047-8639 Japan
Phone : 0134-25-2143

北海道渡島総合振興局告示第88号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年7月14日

北海道渡島総合振興局長 鳴海拓史

- 落札に係る物品等の名称及び数量
空港用スノースイーパー（自走式） 1台（空港用スノースイーパー（自走式）1台と交換）
- 落札を決定した日
令和2年6月23日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 第一実業株式会社
(2) 住 所 東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地
- 落札金額
59,807,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
令和2年5月8日付け北海道渡島総合振興局告示第60号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課

- (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道渡島総合振興局告示第89号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年7月14日

北海道渡島総合振興局長 鳴海拓史

1 入札に付する事項

- 調達をする物品等の名称及び数量
ア 小型又は普通乗用自動車（函館建設管理部その1） 2台（交換契約により乗用自動車3台を契約の相手方に供し、乗用自動車2台を契約の相手方から調達する。）
イ 小型乗用自動車（函館建設管理部その2） 2台（交換契約により乗用自動車3台を契約の相手方に供し、乗用自動車2台を契約の相手方から調達する。）
- 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 納 入 期 日 令和2年11月16日（月）
- 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和2年7月14日（火）から同月31日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島総合振興局総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道渡島総合振興局総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎3階入札室（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局総務課）
- (2) 入札日時 令和2年8月26日（水）午前11時（送付による場合は、同月24日（月）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道渡島総合振興局のホームページ（<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道渡島総合振興局総務課
- (2) 所在地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
- (3) 電話番号 0138-47-9416

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured :
- a Exchange of Car 2 sets
- b Exchange of Car 2 sets
- B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., August 26, 2020
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., August 24, 2020)
- C Contact : Administrative Division, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan
Phone : 0138-47-9416

北海道渡島総合振興局告示第90号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年7月14日

北海道渡島総合振興局長 鳴海拓史

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
小型乗用自動車の賃貸借（地域政策課） 一式（1月当たりの単価） 1台分
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 令和2年11月16日から令和7年3月31日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

- いこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 令和2年7月14日（火）から同月31日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島総合振興局総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道渡島総合振興局総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎3階入札室
（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局総務課）
- (2) 入札日時 令和2年8月26日（水）午前11時（送付による場合は、同月24日（月）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合

- う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道渡島総合振興局のホームページ（<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道渡島総合振興局総務課
- (2) 所在地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
- (3) 電話番号 0138-47-9416
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Car 1 set
- B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., August 26, 2020
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., August 24, 2020)
- C Contact : Administrative Division, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan
Phone : 0138-47-9416

道病院事業管理規程

北海道病院事業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和2年7月14日

北海道病院事業管理者 鈴木信寛

北海道病院事業管理規程第9号

北海道病院事業職員給与規程の一部を改正する規程
北海道病院事業職員給与規程（平成29年北海道病院事業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。
第7条第1項中「第8条」を「第7条の2及び第9条」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

(防疫救治作業手当)

第7条の2 防疫救治作業手当は、道職員特殊勤務手当条例第17条並びに附則第4項及び第5項の規定の例により支給する。この場合において、道職員特殊勤務手当条例附則第4項中「定めるもの」とあるのは「定めるもの若しくは病院事業管理者が定めるもの」とし、道職員特殊勤務手当条例附則第5項中「定める作業」とあるのは「定める作業又は病院事業管理者が定める作業」とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の北海道病院事業職員給与規程第7条の2の規定は、令和2年1月20日から適用する。

道 人 事 委 員 会 規 則

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月14日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則7-1407

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-27）の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「ブルセラ病」を「ブルセラ症」に、「牛結核病」を「牛結核」に改める。

附則第2項中「附則第3項」の次に「又は第4項及び第5項」を加え、附則に次の2項を加える。

4 条例附則第4項に規定する新型コロナウイルス感染症が流行している地域を発航した航空機、航行中に新型コロナウイルス感染症の患者があった船舶又は新型コロナウイルス感染症の患者を収容する施設のうち人事委員会規則で定めるもの及び人事委員会規則で定める区域又は場所並びに人事委員会規則で定める作業並びに条例附則第5項に規定する人事委員会規則で定める作業は、勤務環境及び作業の内容を考慮して人事委員会が定めるものとする。

5 条例第30条第1項及び第3項に規定する人事委員会規則で定める場合は、第15条第1項及び第3項の規定による場合のほか、条例附則第4項に規定する防疫救治作業手当の支給を受ける作業に従事した場合とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の北海道職員の特殊勤務手当の

支給に関する規則附則第2項、第4項及び第5項の規定は、令和2年1月20日から適用する。

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月14日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則7-1408

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-29）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

2 条例附則第2項に規定する新型コロナウイルス感染症が流行している地域を発航した航空機、航行中に新型コロナウイルス感染症の患者があった船舶又は新型コロナウイルス感染症の患者を収容する施設のうち人事委員会規則で定めるもの及び人事委員会規則で定める区域又は場所並びに人事委員会規則で定める作業並びに条例附則第3項に規定する人事委員会規則で定める作業は、勤務環境及び作業の内容を考慮して人事委員会が定めるものとする。

3 条例附則第2項に規定する感染症対応作業手当の支給を受ける者が、当該手当の支給を受けるべき作業に従事した日において作業手当の支給を受けるべき作業に従事した場合においては、同日に係る作業手当は支給しないものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、令和2年1月20日から適用する。